

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問の発言についてを議題といたします。

去る3月11日の一般質問における吉原経夫君の発言について議会運営委員会に諮問したところ、発言は思い込みで根拠を示さない内容のため、町長の立場を著しく誤解させる発言であり、今後の町政運営に悪影響を及ぼすことも考えられる。よって、会議録から削除すべきであるとの答申がありました。よって、地方自治法第129条第1項の規定により一般質問における吉原経夫議員の発言のうち、関係する発言の取り消しを命じます。

なお、関係部分の発言については、会議規則第126条の規定により会議録に記載しないことといたします。

日程第2、議案第2号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第2号について、総務教育常任委員会から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

3番林 健児でございます。

総務教育常任委員会は3月14日午前10時より開会をいたしました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第2号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

この改正は、時間外勤務の上限時間等を定めるものであるが、国家公務員の上限時間数は何時間なのかとの問いに対しまして、今の国家公務員の規則は原則1カ月45時間、かつ1年に360時間で特別な場合、部署については1カ月100時間かつ1年で720時間であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号大治町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第3号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長 林 健児

議案第3号大治町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第4号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

愛知県の中での本町の報酬金額は現状どのくらいの位置にあるのかとの問いに、現状の報酬の日額計算でいくと16町村中で15番目であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この条例改正でございます。議会の議員から選任された監査委員の報酬を引き上げる部分に反対をいたします。なぜならば、監査委員とはいえ議会の議員から選任されるということは議会の議員以外はなれません。昨年12月議員報酬などの引き上げ、これを一度は上程しようとしたのですが全員一致で取り下げた経緯がございます。なぜ12月議会の3カ月後の3月議会の提案なのか。少なくとも4月町議会議員選挙を行い、新しい議員構成の中でやるべきではないのかとそう思います。また到底町民の理解を得られないと思います。以上の理由で反対をさせていただきます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番折橋盛男君、どうぞ。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。議案第4号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

この条例の改正は、監査委員の職務や責任の範囲が拡大することを考慮して監査委員の報酬を見直すものであり、改正後の金額も妥当なものと考えております。反対討論で言われている議員の監査報酬見直しも妥当なものと考えます。よって、この条例改正に賛成をいたします。皆様の賛同をよろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田麻美子です。

福祉建設常任委員会は3月15日午前10時より開会しました。

本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第5号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回の改正の提案は、全体として値上がりなのか値下がりなのかとの問いに対しまして、平成30年12月1日現在の数値を用いて計算すると1人当たり1.3%増になるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この国民健康保険税条例の一部を改正、引き上げでございますが、大治町の昨年度の調定額は愛知県54市町村の中で19位、昨年3月久しぶりに引き上げたことにより5位となっております。昨年3月の議会でも反対をさせていただきましたが9500万円の余裕があるのに値上げをしたと。その結果、現在約2億1000万の支払準備基金がある、貯金があると。その中でなぜまた上げていくのか。当然、国がもっと公費を投入する。また愛知県が法定外補助金を復活させる。これを求めていくことが一番大切だと思いますが、現在それが実現していない中で少なくとも来年度の引き上げをやめる。来年度の国保の予算を見ておりますと繰越金、これが実際よりも低く見積もって帳尻合わせをしていると。ただ、その繰越金、国保の試算が正しいとするならば1000万円の値上げをしないために一般会計からの繰り入れをふやすか、国保支払準備基金からの繰り入れをふやすか、そうすべきだと思います。なぜなら大治町はかつて収納率、愛知県市町村の中で最下位でした。しかしながら、国保税をずっと引き上げてこなかった。また、町長を初め関係職員の努力もあって収納率が上がっております。県の求めるものに比べますとまだまだ大きな差はございますが上がってきております。しかし、国保税を引き上げれば当然払えなくなってくる被保険者もふえていく。収納率が下がったら元も子もないと私は思っております。支払準備基金からの繰り入れか、一般会計からの繰り入れをふやして少なくとも引き上げはしない。それが必要であると思っております。よって、この議案に反対をさせていただきます。以上です。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

9番服部です。議案第5号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

反対議員も御存じのとおり、本年度より県とともに国民健康保険の運用を始められております。県から示される標準医療給付に合わせ国民健康保険を維持していかなければなりません。特に資産割を徐々になくしていく方向にあります。そのためにも今回の改正のように一部値上げをしていかなければならない部分があります。また、弱い立場の方には減額という措置もしがてら管理をしていかなければならないと思っております。また、医療給付に関してもこれは多くが健康であれば医療給付を必要とするわけではございません。国の方も昨日の新聞にうたわれていますように、健康管理に対しての運用を大きくしていこうという動きがございます。そのためにも今回の提案は基金に積んでいるの

を活用し、一般会計の繰り入れも徐々に減らしていこうとこういう動きの中の改正でございますので、その点を踏まえて私は賛成をしたいと思います。皆さんよろしく願いをいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第6号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第7号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第7号大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回この提案で町としての跳ね返り分としてどのぐらいをみているのかとの問いに対して、来年度は今年度の占用料をもとに1.2の増額になるとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号大治町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第8号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第8号大治町道路占用料条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

県の条例改正に伴い大治町の条例を改正していくとのことだが、跳ね返り分はどれくらいになるかとの問いに対しまして、公共用物と同様に経過措置があり1.2の増額を見込んでいるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号平成30年度大治町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第9号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第9号平成30年度大治町一般会計補正予算（第7号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

西小学校のトイレ改修工事はいつごろを予定しているのかとの問いに、予算が認められた後入札を行い、業者が決定次第本契約をし、進めていくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第9号平成30年度大治町一般会計補正予算（第7号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第9号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号平成30年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第10号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第10号平成30年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第11号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第11号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号平成31年度大治町一般会計予算を議題といたします。

議案第12号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第12号平成31年度大治町一般会計予算につきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

小学校1・2年生に配付しているGPS機能つき防犯ブザーと西公民館の適応指導教室の電話料で924万4000円上がっているが、子供たちの使用状況はどうかとの問いに、今のところブザーを使っているの通報はないが、今後使用形態について調査をしていこうと考えているとの答弁でした。

また、イングリッシュキャンプで166万6000円の予算が計上されているが、金額の根拠は高過ぎないかとの問いに、人件費が92万8000円で諸経費が60数万円で経費の中には事前会議や小道具も含まれているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第12号平成31年度大治町一般会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

新規事業である産後ケア事業の具体的な説明をとの問いに対しまして、産後ケア事業の目的は母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行って安心して子育てができるように支援するという目的である。対象者は産後に心身の不調や育児不安などがある方に対し、おおむね4カ月ぐらいまでの方を想定している。育児不安などがある方に対し産婦人科病院などに宿泊をさせ休養の機会を提案するとともに、心身のケアや育児サポートなどのきめ細かい支援を実施していく内容で、町としては使用される費用に対して補助をする事業であるとの答弁でした。

また、都市計画マスタープラン、緑の基本計画策定ではどのようなことが行われ、どのような冊子になるのかとの問いに対しまして、1年目には資料収集、課題の検討、施策評価を行い、全体構想の設定、緑の基本計画の現状把握と分析、基本方針の設定を行い住民アンケートも行う。2年目には地域別の構想の設定を行い、緑の基本計画の策定を行う。こういった流れで業務を進め本町の将来像を初め、土地利用、都市施設の整備方針など都市計画の総合的な計画を策定していくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。まず反対の理由の第1でございます。これは大治はなつね保育園に対する保育所運営費補助金の点でございます。建設費のうち自己資金、そのうち借入金でやった場合40%、毎年の償還金利息も含めて40%が町負担となっております。今回、町内限定ではございますが公募で事業者を決定している。なぜ公募前に要綱を変えずに、公募して運営事業者が決まってから要綱を変えたのか。非常に疑問が残るところでございます。町長なり行政側は必要だから変えたと力説されております。必要性は私も認めるものでございます。ならば、なぜそれを公募する前に変えないのか。必要ならばなぜ変えないのか。逆にそこら辺の疑問、私は答弁を聞かせていただいても解消するものではございません。また、要綱を変えたことによって町の負担はふえております。そして、要綱を変える前にはなつね保育園の建物の建設場所も決まっており、当然地主さんは事業者から借地料をもらう。その事業者に対して町が補助するという関係でございます。その点どうなのか。甚だ私は疑問がある、疑問が解けないものでございます。しかしながら、町長なり行政側は適正であると言っておりますし、ほかの議員の多くの議員も適正であり問題でないと考えられておられるかもしれません。しかし、この点少数意見でも正しいものは必ず通る、必ずや正されるときが来ると私は確信しております。

2点目でございます。国保税を来年からまた引き上げということで繰越金など正しいと見るならば一般会計からの繰り入れをふやす。そして国保税の引き上げをとめるべきでございます。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫君、演説でありませぬのでもう少し要約して討論をお願いいたします。

○7番（吉原経夫君）

一般会計からの繰り入れをふやして国保税の引き上げをやめるべきでございます。私ここまで引き上げて納入率が下がったらどうなるのかとお聞きしましたところ、その納入率に対するお答え……

〔「まとめてこいよ、まとめてこい」の声あり〕

○7番（吉原経夫君）

行政側からいただいておりませぬ。その他マイナンバーなり監査委員報酬の点などございますが、主に最初言いました2点、これをもって反対理由とさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君、どうぞ。

○2番（松本英隆君）

2番松本です。この一般会計予算に賛成の立場で討論したいと思います。その前にショックとかびっくりしまして、吉原議員が一般質問で後期高齢者に対して敬老パスの導入、高齢者に対するの施策とか考えですね。小中学生の給食無料化、小学生中学生の保護者に対する配慮の一般質問。その中で就学前のお子さん、なおかつ保育園といますと共働きの方が多いとかそういう方に対する保育園の保育所運営費に対して反対。ちょっとそこら辺びっくりしましてちょっと配慮にどうかなと思いました。それを考慮しましても今回の一般会計、収入面に対して住民税の増加や家屋の新築による固定資産税の増加とか見込まれております。また、補助金、基金を活用しての財源確保に努めているとみられます。歳出面においても産後ケア事業、聴覚障害の早期発見・早期養育のための新生児聴覚検査の助成、子育てと就労の両立を支援するための病児・病後児保育事業、また高齢者福祉では健康生きがいづくりの施策など。また災害対策として砂子防災公園の整備、街路灯のLED化、これ全てより安全安心なまちづくりのための必要なものと考えられます。よって賛成をするものであります。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第12号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号平成31年度大治町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案第13号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第13号平成31年度大治町国民健康保険特別会計予算につきましては、審査の結果、



全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

固定資産なしで所得のある人は今回の税率改正から大きな影響がある。資産割を下げ所得割を上げていくが今後はとの問いに対しまして、均等割・平等割・所得割を含め平成31年度については引き続き均等割と所得割に転嫁をしていく。今後同じように計算をした中で必要とあれば改正していく考えであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。国保税条例、国保税の引き上げの反対討論、また来年度一般会計予算の反対討論でもお話しいたしましたが、この国保特別会計予算でございます。繰越金がこんなに低いとは私は到底思えない。数字合わせをしている予算案でございます。それを見ていけば来年度国保税を引き上げる必要はない。どうしても必要だというならば基金からの取り崩しをふやす。また一般会計からの繰り入れをふやす。そうすべきでございます。今年度、愛知県の54市町村の中で上から5番目の高額。本当にこのまま引き上げを続けていっていいのか。収納率が下がったらどうするのかと。その点に対する質疑でも回答をいただいております。私はその点非常に危惧するものでございます。よって、この国保特別会計来年度当初予算に反対するものでございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。先ほど議案第5号の中でも賛成討論申し上げたように今回の国保会計の予算でございますが、県と共同運営を行っている部分で医療給付の問題があります。先ほど反対討論の中にありました一般会計からの基金の繰り入れを行いがてら状況を緩和していく。将来的なことを考えれば資産割をなくしていきたいということでございますので、その激変を避けるためにも値上げをしたり特定健診等の医療給付にかかわる部分を減らしていかなければならないということで今回の予算の中にも保健事業として特定健康診断をしたり疾病予防の対策も行われております。その点を踏まえましてこの予算には賛成をしていくという私の方針でありますので、皆さん賛成の方をよろしく願いをいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号平成31年度大治町土地取得特別会計予算を議題といたします。

議案第14号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第14号平成31年度大治町土地取得特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号平成31年度大治町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第15号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第15号平成31年度大治町介護保険特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第15号平成31年度大治町介護保険特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。昨年3月議会で基金の額を行政側は約1億5000万円を見込んでおりましたが、実際は約1億9000万円で4000万円の見込み違い余剰があると指摘させていただきました。それで介護保険料を上げる必要はないと指摘させていただきました。実際、今の3月議会で3355万3000円の基金繰入額が補正をされております。4000万円とイコールではございませんがほとんど似たような額が出てきている。実際、昨年の介護保険料の値上げは必要なかった。そういう値上げを前提とした来年度予算であり、これは到底賛成できるものではございません。必要のない介護保険料の値上げを行ったということで反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○10番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

10番下方繁孝君、どうぞ。

○10番（下方繁孝君）

10番下方繁孝です。議案第15号平成31年度大治町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

大治町介護保険事業の運営に当たりまして、保険事業勘定では年々増加する介護サービスの利用に対応するため介護予防も考慮された適切な保険給付費等の予算計上がなされております。また、サービス事業勘定でもデイサービス事業を安定して運営するための予算が計上されております。よって、保険事業勘定、サービス事業勘定ともに適正な予算計上がなされておりますので、私は本議案に賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第15号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号平成31年度大治町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第16号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第16号平成31年度大治町公共下水道事業特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第16号平成31年度大治町公共下水道事業特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

デザインマンホール作製業務委託料を計上した理由はとの問いに対しまして、下水道の啓発活動の一環及び下水道に少しでも住民の方が興味を持っていただくためデザインマンホールを作製し、そのデザインを住民の方に見ていただき下水道へ興味を持っていただくためとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第16号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号平成31年度大治町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第17号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第17号平成31年度大治町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。私は後期高齢者医療制度を速やかに撤廃してもとの老人保健制度に戻し、減らされ続けた国庫負担を復元して保険料や窓口負担の軽減を求めている立場でございます。その立場で後期高齢者医療制度を反対しております。そして、県の後期高齢者医療広域連合の定例議会が2月5日に開かれ、ことし10月から本則の7割軽減対象者の9割、8割5分の軽減、これを段階的になくしていくという方向でございます。この2点で私は反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○10番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

10番下方繁孝君、どうぞ。

○10番（下方繁孝君）

10番下方でございます。議案第17号平成31年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は高齢者の方々が安心して医療が受けられるための制度でございます。愛知県後期高齢者医療広域連合と市町村が協力しまして運営している制度であります。被保険者数が増加する中、健康診査の経費が増額されるなど医療費の抑制も図られておりますので、私はこの予算に賛成するものでございます。皆様のご賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、発議第1号高すぎる国民健康保険料（税）を大幅に引き下げるために、県の独自補助を復活し、国庫負担のさらなる増額を国に強く働きかけるように求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。発議第1号高すぎる国民健康保険料（税）を大幅に引き下げるために、県の独自補助を復活し、国庫負担のさらなる増額を国に強く働きかけるように求める意見書の提出について。



上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

これは先ほどもまでの議会できょうの今までのところでも国保税を来年度引き上げることが決まりました。本来、国がもっと公費負担ふやすべきでございます。また、県と共同運営になりましたので県の独自補助、法定外補助金ですね、これを復活する。この2つが非常に大切であると私は考えております。それがなければ町が一般会計から繰り入れをふやさない限り国保税は際限もなく上がっていく。ですから皆さん、一般会計からの繰り入れ、これ以上の繰り入れに反対されておられるわけですから国保税を上げないためには県の独自補助を復活するか、また、国費の投入をするか。この2つに1つ、もしくは2つやらざるを得ないことでございます。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま議論となっています発議第1号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第1号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

日程第19、発議第2号子どものインフルエンザワクチン任意予防接種に対する、県の助成制度創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。発議第2号子どものインフルエンザワクチン任意予防接種に対する、県の助成制度創設を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

これは私一般質問でも町の補助をすべきであるとお話をいたしました。それで町側としては当面その考えはないと。ならば県の負担でやってもらおうじゃないかということでございます。一般質問の答弁の中でも子供のインフルエンザワクチン任意予防接種、効果があると明確に答弁をいただいております。近隣ではあま市、同じ海部郡の蟹江町、飛島村も補助を行っております。市町村別々ばらばらではなく愛知県が行えば県内54市町村全部できるわけでございますから県の助成制度を創設する、これを求めていく。これは必要であると考えております。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっております発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第2号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 1名]

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで平成31年3月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 林 健 児

署名議員 林 哲 秀